

随意契約理由書

| | |
|--------|---|
| 件名 | 自動出札関係装置更新 |
| 契約の相手方 | 日本信号株式会社 大阪支社 |
| 根拠法令 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当 |

随意契約の理由

本業務について、自動券売機並びに自動精算機が経年のため保守が困難になってきているため、更新を行うものである。

既設の機器は、ハードウェア、ソフトウェア共に製造メーカーである契約の相手方が独自に設計、製作したものであるが、これらの機器はネットワークを通じて他の機器とデータのやり取りを行っており、新たに購入する機器でも、引き続き他の機器との整合性を確保する必要がある。

よって、既設装置のソフトウェアの設計・製作を行い、既設装置に内蔵されているソフトウェアを保有し、その仕組みを熟知している上記相手方でなければ、購入する各機器に必要なソフトウェアを組み込むことはできず、その設置を行うことはできない。したがって、本業務を履行できるのは上記契約の相手方のみである。

| | |
|----------------|---|
| 担当部署 (問合せ先) | 交通局高速鉄道部駅務統括所お客様サービス係 (電話番号 078-791-6043) |
|----------------|---|